

平成 29 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 6 月 21 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 堀 進一郎 君 | 2 番 | 吉永 秀俊 君 |
| 3 番 | 岡田伊一郎 君 | 4 番 | 前田 修一 君 |
| 5 番 | 口木 俊二 君 | 6 番 | 立山 裕次 君 |
| 7 番 | 浪瀬 真吾 君 | 8 番 | 森 敏則 君 |
| 9 番 | 大石 俊郎 君 | 10 番 | 橋村 孝彦 君 |
| 11 番 | 後城 一雄 君 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|------------|---------|---------|
| 町 長 | 渡邊 悟 君 | 教 育 長 | 加瀬川哲文 君 |
| 副 町 長 | (不 在) | 建 設 課 長 | 岡木 徳人 君 |
| 総 務 課 長 | 森 隆志 君 | 健康ほけん課長 | 深草 孝俊 君 |
| 農林水産課長 | 岡田半二郎 君 | 町 民 課 長 | 構 浩光 君 |
| 農 委 局 長 | (岡田 半二郎 君) | 財政管財課長 | 三根 貞彦 君 |
| 水 道 課 長 | 山口 大二郎 君 | まちづくり課長 | 高月淳一郎 君 |
| 教 育 次 長 | 峯 広美 君 | 税 務 課 長 | 松山 昭 君 |
| 会 計 課 長 | 下野 慶計 君 | | |

4 書記は次のとおりである。

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 | 山下 美華 君 |
|--------|---------|-----|---------|

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 46 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第 47 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 議案第 48 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議案第 51 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 8 議員派遣の件

6 閉 会

開 会（午前 9 時 40 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 議案第 46 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

日程第 1、議案第 46 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長（吉永秀俊君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 46 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

2 審査年月日

平成 29 年 6 月 15 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を行った。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 1294 万 6000 円が追加計上され、歳入歳出の総額をそれぞれ 50 億 9494 万 6000 円とするものである。

歳出の主なものは、地域づくり人材育成事業委託料 397 万 2000 円、構造改善加速化支援事業補助金 2659 万 8000 円、広域基幹林道虚空蔵線法面改良工事費等 2530 万円、音琴地区浚渫工事追加費 1000 万円、災害情報伝達システム構築業務委託費 1 億 2396 万 6000 円等である。

歳入では、国庫支出金 1155 万 4000 円、県支出金 2882 万 7000 円、町債 1 億 2700 万円等が追加計上されている。

慎重に審査した結果、地域づくり人材育成事業委託料 397 万 2000 円については、財源が 100%一般財源である。

また、地域における人材育成事業は長期的展望の下、町民・行政の協働によりなされるものであり、短期的な委託事業、その上、委託業者が指導するのではなく、単に斡旋をするだけにはなじまない事業であるとの意見が多数あったことから、歳出における地域づくり人材育成事業委託料並びに歳入における繰越金について、それぞれ 397 万 2000 円を減額とする予算修正案を委員会総意で提案したものである。修正案の採択結果は、全委員一致可決すべきものと決定しました。また、修正分を除く原案について採決を行い、全員一致可決すべきものと決定しました。

○議長（後城一雄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。降壇願います。

これから、議案第 46 号の討論を行います。討論の順番は、最初に原案に賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、それから修正案賛成者の順で行います。まず最初に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。ないようですので、次に修正案に賛成者の発言を許します。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

それではこれより、議案第 46 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）に対する修正案の賛成討論を行います。今回の修正案は、議員のみに認められた権限により総務厚生常任委員会から提出されたものであります。

先ほどの減額の修正です。歳入歳出それぞれ 397 万 2000 円の減額ということでございます。先ほど委員長の審査報告では、財源は 100%一般会計からの持ち出しであること。また、地域における人材育成事業は長期的な展望の下、町民・行政の協働により養育するものであり、短期的な委託事業、委託業者が主導するのではなく、単に斡旋するだけは馴染まない事業であるとの多数の意見があったとのことで報告がありました。

今回、提出されました補正予算は、施政方針において全国で活躍されている実践者を招いて指導を受け、地域づくりにおける地域リーダーの人材育成が形成される思いで町長はこの補正予算を計上されたと思います。人を育てる、そしてその中から核となるリーダーを育てる時には、理解をします。そして賛同をしたいと思います。そしてまた賞賛もしたいと思います。しかし、しかしですね、現況を見てみると、それぞれの地区で様々な行事が開催されており、その中で既に養育され形成されているものと私は確信をしております。

まだ町長の記憶には新しいと思いますが、3 月の一般質問の私の答弁に対しまして、町長は、人材育成は時間をかけて個人の長所を活かす教育で自信をつけさせる。最も説得力のあるのは、管理職が背中を見せる、模範を見せるという行動が一番良いということ答弁されております。また、更に職員に対しての人材育成ということで発言をさせていただきますが、職員に対して期待するものということで聞かせていただきましたが、町長の答弁は既成概念に捕らわれず、失敗してもいいから常に新しい第一歩を踏み出すことを期待すると。挨拶の徹底、接客の対応もあるが、コスト意識を持って、仕事のない理由を言う前にどうしたらできるかということを考える職員に期待すると。このような答弁をされております。

ここでちゃんと町長にも確認をしておきますが、答弁の機会はございませんが、まず町長の足元から、まず人材教育をするべきじゃないかなと思っております。まず、職員を尊重しているか。また、職員から尊重されているか。職員を信頼しているか。あるいは職員から信頼されているか。職員との考え方は共有しているか、ちぐはぐではないかということです。また、継続して責任ある仕事をやらせているか。ご自慢の PDCA の使用は徹底してますかと。このようなところの足元が本当

にできているのかなということが疑問であります。

今回の補正は、町民を対象にした地域づくり人材育成事業であります。講師は、徳野氏の推奨により和田氏、熊原氏、岸川氏、澤畑氏、本田氏、この5名に限ってでございます。この5名に限ったということは、研修メニューが最初から決定されるのであれば、メニューに合わせた人材を選択することになりますので、限定されるものと考えられます。また、町が取り組む地域づくり人材育成推進事業であれば、幅広く住民を募り、集め、地域に合った、あるいは地区に合った研修、研修先、そして講師を選定すべきじゃないのかなと思っております。したがって、特定の紹介者に委託することは、特定の人、講師にしても住民にしてもそれぞれ特定の人を選ばれる可能性があります。したがって、そういうことについては透明性、また公平性が欠落しているのではないのかなと思っております。

上程された補正予算 397 万 2000 円を 0 円に減額する修正案にすることで賛成するものであります。以上、議案第 46 号、平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を減額修正する修正案の賛成討論をこれで終わらせていただきます。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に議案賛成者にございませつか。

次に原案及び修正案反対者。

次に原案賛成者。

次に修正案賛成者。ありませんか。

ないようですので、これで議案第 46 号の討論を終わります。

これから議案第 46 号、平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。本案に対する委員長報告は修正です。

まず、委員会の修正案について起立によって採決を行います。

お諮りします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。確認をいたしました。

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、修正議決をした部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 47 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 3 議案第 48 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後城一雄君）

次に日程第2、議案第47号、平成29年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第3、議案第48号、平成29年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。以上、2議案を一括議題とします。本案について委員長報告をそれぞれ求めます。総務厚生常任委員長、吉永秀俊君。

○総務厚生常任委員長(吉永秀俊君)

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第47号 平成29年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

2 審査年月日

平成29年6月15日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、健康ほけん課長及び税務課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳出では、高額療養費の制度改正によりそのシステムの改修委託料29万2000円が追加計上され、歳入では、一般会計繰入金29万2000円が追加計上され、歳出歳入予算の総額がそれぞれ15億3109万2000円となっている。慎重な審査の結果、適正な補正予算措置として全委員一致、可決すべきものとして決定しました。

記

1 付託された事件

議案第48号 平成29年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

2 審査年月日

平成29年6月15日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳出では、事務補助にかかる経費が必要となり、総務費に24万2000円が追加計上され、歳入では、補正財源として一般会計繰入金24万2000円が追加計上され、歳入歳出の総額がそれぞれ9億524万2000円となっています。慎重な審査の結果、適正な補正予算措置として全委員一致、可決すべきものとして決定しました。

○議長(後城一雄君)

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後城一雄君)

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後城一雄君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 48 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 51 号 財産の無償譲渡について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 4、議案第 51 号財産の無償譲渡についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長

議長。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 51 号財産の無償譲渡についてでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することで、議会の可決を求めるものでございます。無償譲渡する財産、建物でございます。所在が東彼杵町蔵本郷字東滝川内 880 番地の 1。構造が木造瓦葺平屋建てでございます。床面積が 62.82 m²。これは旧消防団詰所、7 分団の消防団詰所でございます。昭和 60 年に建築をいたしております。無償譲渡の相手方が、長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 880 番地 1、蔵本自治会代表高原文雄でございます。提案の理由といたしましては、当該財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

町長に代わり、補足説明をいたします。先般、消防第 7 分団詰所が平成 28 年度事業ということで、29 年 3 月末に新築移転をしております。そのことから旧詰所跡地の利用の件につきましては、

先般 5 月 24 日付で蔵本自治会の方から陳情書が提出されております。その陳情書の趣旨につきましては、目的に書いてありますように、蔵本 7 号線、滝川内方面から車両の出入りの見通しを改善したいということが一番であります。そのことによって、交通安全の確保をしたいということでございます。

2 番目の理由としましては、その敷地を蔵本構造改善センターの駐車場として利用出来ないかという趣旨でございました。これを受けて協議しましたところ、詰所については無償譲渡をしたいということ。それと土地については、まだ無償までの譲渡は考えておりませんで、無償貸付けの方針でいくということになります。よって財産の無償譲渡については、地方自治法の縛りから議会の議決が必要でありますので、今回の提案となっております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それではこれから、質疑を行います。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番議員、浪瀬真吾君。

財産を、この建物を無償譲渡される。その後はやっぱり解体等はこの蔵本地区自治会でされると思っておりますが、その辺と。その跡地を、先程はまだ土地の問題は決めてないということでしたが、土地は町で元々購入されたものなのか。5 分団詰所の場合は、後援会で購入したものであったので、無償譲渡というのが建物も土地もあった訳ですね。その辺のところをちょっと詳しくお尋ねをいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

本件の蔵本郷の東滝川内 881 番地の 1 というのが、昭和 47 年に個人の方から町が買収した土地でございます。一個人の方から買収した土地で、そこに詰所を建てたということでございます。議員のおっしゃるとおり、譲渡された建物は蔵本郷で解体をしたいという意志でございます。その他の土地については、そこまでは求めないけれども、いずれ駐車場として、蔵本郷の駐車場として使いたいということでございます。町道の関係もございまして、まだ町有地として残して、今後その件については町と協議をしながら、敷地をどこまでということもありませんし、今現在は建物だけを譲渡したいという意向でございます。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

ちょっと確認します。ただいまの総務課長の答弁は、議員の質問の方も蔵本郷の方で解体というようなお話をされましたが、無償で提供する、町にされるんでしょう。だったら町がするんじゃないんでしょうか、違うんですか。建物でしょう、建物を無償でやるという話なんじゃないんでしょう、どうぞと。建物自体がなくなるんでしょう、最終的には。最終的になくなる建物をやるという話でしょう、

そういうことでしょう。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長

そのとおりです。

○議長（後城一雄君）

8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

無償でその建物を譲渡するんですよね、蔵本に譲渡するんですね。そして、蔵本の人たちが解体するんですか。最初から使わなくなってしまうんですから、町が解体。町はいらぬ建物ですから、いらぬいんでしょうけど、最終的には解体するんでしょう。解体する建物をどうぞと。土地を有効利用したいからという目的、最終目的はそうですね。だからやるという話でしょう。そういうことでいいんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長

これは地元が無償で建物をあげます。蔵本地区で解体をされます。そして町の解体費用が要りますので、それも解体費用も地元で払うということで。そして、町のこれの今の財産価値、それと同じような価格でございます。町のお金を使わなくて、地元で解体してもらおうということでございます。

○議長（後城一雄君）

他に、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議題となっております議案第 51 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（後城一雄君）

次に日程第 5、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。総務厚生常任委員長から現在委員会において審査中の事件について、会議規則第 74 条の規定によりお手元に配りました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。この採決は起立によって行います。

お諮りします。総務厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成者の方の起立を願います。

確認しました。起立少数です。したがって、総務厚生常任委員長からの閉会中の継続審査申し出については、否決されました。

日程第 6 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（後城一雄君）

日程第 6、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規程により、お手元に配りました特定事件の調査の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（後城一雄君）

日程第 7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 8 議員派遣の件

○議長（後城一雄君）

次に日程第 8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については会議規則第 127 条の規定により、お手元に配りました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布しました別紙のとおり派遣することに決定いたしました。なお、ただいま決定しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。暫時休憩をいたします。

休 憩（午前 10 時 07 分）

再 開（午前 10 時 08 分）

○議長（後城一雄君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成 29 年第 2 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

散 会（午後 10 時 9 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 12 月 20 日

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 吉永 秀俊